

議案第 1 号

沖縄県立特別支援学校管理規則及び沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について

沖縄県立特別支援学校管理規則及び沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

平成22年10月20日

沖縄県教育委員会

沖縄県教育委員会規則第 8 号

沖縄県立特別支援学校管理規則及び沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

(沖縄県立特別支援学校管理規則の一部改正)

第1条 沖縄県立特別支援学校管理規則(平成12年沖縄県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表中	八重瀬町字友寄	知的障害	を	八重瀬町字友寄	知的障害 肢体不自由	に改める。
-----	---------	------	---	---------	---------------	-------

(沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部改正)

第2条 沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則(平成22年沖縄県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(学区)

第2条 特別支援学校の学区は、別表第1のとおりとする。ただし、別表第2に掲げる地域については、県全域とする。

2 特別支援学校の高等部の入学者選抜のための学力検査による選抜のための学力検査による選抜の結果、特別支援学校の高等部の合格者の数が学科の定員に達しない場合に再度募集が行われるときの当該募集に係る特別支援学校の高等部の普通科の学区については、別表第1の規定にかかわらず、県全域とする。

別表全県学区の部沖縄盲学校の項から沖縄高等特別支援学校の項までの規定中「県全域」を「国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町(本部町立水納中学校区域を除く。)、名護市、宜野座村、金武町、恩納村、うるま市(うるま市立津堅中学校区域を除く。)、読谷村、嘉手納町、沖縄市、北谷町、北中城村、中城村、宜野湾市、浦添市、那覇市、南城市(南城市立久高中学校区域を除く。)、与那原町、南風原町、八重瀬町、豊見城市、糸満市、宮古島市(宮古島市立伊良部、佐良浜及び大神中学校区域を除く。)、石垣市」に改め、同部沖縄高等特別支援学校の項の次に次のように加える。

鏡が丘特別支援学校 (病弱である児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部に限る。)	国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町(本部町立水納中学校区域を除く。)、名護市、宜野座村、金武町、恩納村、うるま市(うるま市立津堅中学校区域を除く。)、読谷村、嘉手納町、沖縄市、北谷町、北中城村、中城村、宜野湾市、浦添市、那覇市、南城市(南城市立久高中学校区域を除く。)、与那原町、南風原町、八重瀬町、豊見城市、糸満市、宮古島市(宮古島市立伊良部、佐良浜及び大神中学校区域を除く。)、石垣市	医師の許可を受けて保護者の責任において通学可能な児童生徒に限る。
--------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------

別表全県学区の部森川特別支援学校の項中「県全域」を「国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町(本部町立水納中学校区域を除く。)、名護市、宜野座村、金武町、恩納村、うるま市(うるま市立津堅中学校区域を除く。)、読谷村、嘉手納町、沖縄市、北谷町、北中城村、中城村、宜野湾市、浦添市、那覇市、南城市(南城市立久高中学校区域を除く。)、与那原町、南風原町、八重瀬町、豊見城市、糸満市、宮古島市(宮古島市立伊良部、佐良浜及び大神中学校区域を除く。)、石垣市」に改め、同表国頭学区の部名護特別支援学校の項中「本部町」の次に「(本部町立水納中学校区域を除く。)」を加え、「伊平屋村、伊是名村、伊江村」を削り、同部桜野特別支援学校の項中「本部町」の次に「(本部町立水納中学校区域を除く。)」を加え、「伊平屋村、伊是名村、伊江村」を削り、同表中頭学区の部美咲特別支援学校の項及び泡瀬特別支援学校の項中

「うるま市」の次に「(うるま市立津堅中学校区域を除く。)」を加え、同表那覇学区の部大平特別支援学校の項中「久米島町、南大東村、北大東村」を削り、「久米島高等学校分教室」を「大平特別支援学校久米島高等学校分教室」に、「に限る」を「とする」に改め、同部中

鏡が丘特別支援学校	宜野湾市、中城村、西原町、浦添市、那覇市、南城市、与那原町、南風原町、八重瀬町、豊見城市、糸満市	鏡が丘特別支援学校（肢体不自由である幼児に対する教育を行う幼稚部、児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部に限る。）	宜野湾市、中城村、西原町、浦添市、那覇市
を に改め、			

同表島尻学区の部中

島尻特別支援学校	西原町、南城市、与那原町、南風原町、座間味村、渡嘉敷村、粟国村、渡名喜村、八重瀬町（八重瀬町立東風平中学校区域に限る。）、豊見城市（豊見城市立長嶺中学校区域に限る。）、那覇市（那覇市立寄宮、古蔵、仲井真、首里、城北及び石嶺中学校区域に限る。）	幼稚部にあっては、浦添市及び那覇市（那覇市立神原、那覇、上山、松島、真和志、石田、松城及び安岡中学校区域に限る。）を加える。
を に改め、		

島尻特別支援学校（知的障害である幼児に対する教育を行う幼稚部、児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部に限る。）	西原町、南城市、与那原町、南風原町、座間味村、渡嘉敷村、粟国村、渡名喜村、八重瀬町（八重瀬町立東風平中学校区域に限る。）、豊見城市（豊見城市立長嶺中学校区域に限る。）、那覇市（那覇市立寄宮、古蔵、仲井真、首里、城北及び石嶺中学校区域に限る。）	幼稚部にあっては、浦添市及び那覇市（那覇市立神原、那覇、上山、松島、真和志、石田、松城及び安岡中学校区域に限る。）を加える。
島尻特別支援学校（肢体不自由である幼児に対する教育を行う幼稚部、児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部に限る。）	南城市、与那原町、南風原町、八重瀬町、豊見城市、糸満市	

同表宮古学区の部中「多良間村」を「(宮古島市立伊良部、佐良浜、及び大神中学校区域を除く。)」に改め、同表八重山学区の部中「竹富町、与那国町」を削り、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第2条関係）

伊平屋村、伊是名村、伊江村、本部町（本部町立水納中学校区域に限る。）、うるま市（うるま市立津堅中学校区域に限る。）、南城市（南城市立久高中学校区域に限る。）、久米島町、南大東村、北大東村、座間味村、渡嘉敷村、粟国村、渡名喜村、宮古島市（宮古島市立伊良部、佐良浜及び大神中学校区域に限る。）、多良間村、竹富町、与那国町

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

規則案の概要の説明

部課名 教育庁県立学校教育課

1 件名

沖縄県立特別支援学校管理規則及び沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

2 改正の経緯及び必要性

- (1) 平成19年4月の学校教育法の一部改正により、特別支援学校は、複数の障害の種類を受け入れることが可能になった。
- (2) これを受け、島尻特別支援学校では、平成23年度より知的障害に加え、肢体不自由も受け入れる複数障害に対応する特別支援学校となることとなった。このため特別支援学校の障害の種類を規定している沖縄県立特別支援学校管理規則の一部を改正するとともに、通学区域を規定する沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則を改正する必要がある。
- (3) 通学区域についてこれまで特別支援学校が設置されていない沖縄本島周辺離島市町村が規定されていなかったことから、別表第2をもって通学区域の規定に加えた。

3 改正案の概要

- (1) 沖縄県立特別支援学校管理規則別表の、島尻特別支援学校の「障害の種類」について、肢体不自由を新たに挿入する改正を行う。
- (2) 沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則別表第2において県立特別支援学校の設置されていない沖縄本島周辺離島市町村の通学区域を県全域と新たに規定することにより、別表第1特別支援学校の学区（第2条関係）において挿入及び一部削除と島尻特別支援学校の肢体不自由部門の通学区域を新たに新設することに伴う鏡ヶ丘特別支援学校の通学区域の一部を削除する改正を行う。
- (3) この規則は、平成23年4月1日から施行する。（附則）

4 根拠法令

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第73条

5 関係課との調整状況

総務課と調整済み

6 添付資料

新旧対照表

沖縄県立特別支援学校管理規則（平成12年教育委員会規則第8号）		現行	
改正案		別表（第3号関係）	
別表（第3号関係）			
沖縄県立島 尻特別支援 学校	八重瀬町字 友寄	知的障害 肢体不自由	幼稚部
			1年、2年、3年
			小学部 6年
			中学部 3年
			高等部 3年
			普通科 普通科
			沖縄県立島 尻特別支援 学校
			八重瀬町字 友寄
			幼稚部
			1年、2年、3年
			小学部 6年
			中学部 3年
			高等部 3年
			普通科 普通科

沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則（平成22年教育委員会規則第3号）

		現行
	改正案	
<p>第2条 特別支援学校の学区は、別表第1のとおりとする。ただし、別表第2に掲げる地域については県全域とする。</p> <p>2 特別支援学校の高等部の入学者選抜のための学力検査による選抜の結果、特別支援学校の高等部の合格者の数が学科の定員に達しない場合に再度募集が行われるときの当該募集に係る特別支援学校の高等部の普通科の学区については、別表第1の規定にかかわらず、県全域とする。</p>	<p>第2条 特別支援学校の学区は、別表第1のとおりとする。ただし、別表第2に掲げる地域については県全域とする。</p> <p>2 特別支援学校の高等部の入学者選抜のための学力検査による選抜の結果、特別支援学校の高等部の合格者の数が学科の定員に達しない場合に再度募集が行われるときの当該募集に係る特別支援学校の高等部の普通科の学区については、別表第1の規定にかかわらず、県全域とする。</p>	

別表第1（第2条関係）

学区名	特別支援学校名	区域
全県学区	沖縄盲学校	国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町（本部町立水納中学校区域を除く。）、名護市、宜野座村、金武町、恩納村、うるま市（うるま市立津堅中学校区域を除く。）、読谷村、嘉手納町、沖縄市、北谷町、北中城村、中城村、宜野湾市、浦添市、那覇市、南城市（南城市立久高中学校区域を除く。）、与那原町、南風原町、八重瀬町、豊見城市、糸満市、宮古島市（宮古島市立伊良部、佐良浜及び大神中学校区域を除く。）、石垣市

学区名	特別支援学校名	区域
全県学区	沖縄盲学校	県全域

町立水納中学校区域を除く。)、名護市、宜野座村、金武町、恩納村、うるま市(うるま市立津堅中学校区域を除く。)、謹谷村、嘉手納町、沖縄市、北谷町、北中城村、中城村、宜野湾市、浦添市、那霸市、南城市(南城市立久高中学校区域を除く。)、与那原町、南風原町、八重瀬町、豊見城市、糸満市、宮古島市(宮古島市立伊良部、佐良浜及び大神中学校区域を除く。)、石垣市	沖縄高等特別支援学校	中部農林高等学校分教室にあっては、中頭地区(西原町を除く。)に限る。
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------	------------------------------------

中部農林高等学校分教室にあっては、中頭地区(西原町を除く。)に限る。	沖縄高等特別支援学校	中部農林高等学校分教室にあっては、中頭地区(西原町を除く。)に限る。
------------------------------------	------------	------------------------------------

<p>鏡が丘特別支援学校 （病弱である児童に対する教育を行なう小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部に限る。）</p>	<p>国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町（本部町立水納中学校区域を除く。）、名護市、宜野座村、金武町、恩納村、うるま市（うるま市立津堅中学校区域を除く。）、読谷村、嘉手納町、沖縄市、北谷町、北中城村、中城村、宜野湾市、浦添市、那覇市、南城市（南城市立久高中学校区域を除く。）、与那原町、南風原町、八重瀬町、豊見城市、糸満市、宮古島市（宮古島市立伊良部、佐良浜及び大神中学校区域を除く。）、石垣市</p>	<p>医師の許可を受けて保護者の責任において通学可能な児童生徒に限る。</p>
<p>森川特別支援学校</p>	<p>国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町（本部町立水納中学校区域を除く。）、名護市、宜野座村、金武町、恩納村、うるま市（うるま市立津堅中学校区域を除く。）、読谷村、嘉手納町、沖縄市、北谷町、北中城村、中城村、宜野湾市、浦添市、那覇市、南城市（南城市立久高中学校区域を除く。）、与那原町、南風原町、八重瀬町、豊見城市、糸満市、宮古島市（宮古島市立伊良部、佐良浜及び大神中学校区域を除く。）、石垣市</p>	<p>本校にあつては、独立行政法人国立病院機構沖縄病院（肢体不自由児施設に限り入所者及び医師の許可を受けて保護者の責任において通学可能な児童生徒に限る。 病院内訪問学級にあつては、沖縄県立北部病院、沖縄県立中部病院、社会医療法人敬愛会中頭病院、国立大学法人琉球大</p>

島市立伊良部、佐良浜及び大神中学校区域を除く。)、石垣市	学医学部附属病院、那覇市立病院、沖縄県立南部医療センター・こども医療センター、日本赤十字社沖縄赤十字病院及び沖縄医療生活協同組合沖縄協同病院の入院者に限る。
国頭学区	名護特別支援学校 国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町(本部町立水納中学校区域を除く。)、名護市、宜野座村、金武町、恩納村(恩納村立安富祖、喜瀬武原及び恩納中学校区域に限る。)
桜野特別支援学校	国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町(本部町立水納中学校区域を除く。)、名護市、宜野座村、金武町、恩納村(恩納村立安富祖、喜瀬武原及び恩納中学校区域に限る。)
中頭学区	美咲特別支援学校 うるま市(うるま市立津堅中学校区域を除く。)、読谷村、嘉手納町、沖縄市、北谷町、恩納村(恩納村立仲泊及び山田中学校区域に限る。)、宜野湾市(宜野湾市立普天間中学校区域に限る。)

国頭学区	名護特別支援学校 国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、名護市、宜野座村、金武町、伊平屋村、伊是名村、伊江村、恩納村(恩納村立安富祖、喜瀬武原及び恩納中学校区域に限る。)
中頭学区	美咲特別支援学校 うるま市、読谷村、嘉手納町、沖縄市、北谷町、恩納村(恩納村立仲泊及び山田中学校区域に限る。)、宜野湾市(宜野湾市立普天間中学校区域に限る。)

学医学部附属病院、那覇市立病院、沖縄県立南部医療センター・こども医療センター、日本赤十字社沖縄赤十字病院及び沖縄医療生活協同組合沖縄協同病院の入院者に限る。

幼稚部にあつては、宜野湾市立宜野湾、嘉数及び真志喜中学校区域に限る。)を加える。

幼稚部にあつては、宜野湾市立宜野湾、嘉数及び真志喜中学校区域に限る。)

	校区域に限る。)		
泡瀬特別支援学校	うるま市(うるま市立津 堅中学校区域を除く。)、 読谷村、嘉手納町、沖縄 市、北谷町、北中城村、 中城村、恩納村(恩納村 立仲泊及び山田中学校 区域に限る。)、宜野湾市 (宜野湾市立普天間中 学校区域に限る。)	浦添市、宜野湾市(宜野 湾市立宜野湾、嘉数及 び真志喜中学校区域に 限る。)、那霸市(那霸市 立神原、上山、松島、 真和志、石田、松城及 び安岡中学校区域に 限る。)	浦添市、宜野 湾市立津 堅中学校 区域を除く。 うるま市、 嘉手納町、 北谷町、 恩納 村(恩納 村立仲 泊及 び山 田中 学 校区 域に 限 る。) うるま市、 嘉手納 町、 北中城 村、 中城 村、 恩納 村(恩納 村立仲 泊及 び山 田中 学 校区 域に 限 る。)
那霸学区	大平特別支援学校 久 米島高等學校分教室 にあつては、久米島 町とする。	大平特別支援學校久 米島高等學校分教室 にあつては、久米島 町とする。	浦添市、久米島町、南大 東村、北大東村、宜野灣 市(宜野灣市立宜野灣、 嘉数及び真志喜中學校 区域に限る。)、那霸市 (那霸市立神原、那霸、 上山、松島、真和志、石 田、松城及び安岡中學 校区域に限る。)
那霸学区	大平特別支援学校 久 米島高等學校分教室 にあつては、久米島 町とする。	浦添市、久米島高等 學校分教室にあつては、 久米島町とする。	浦添分教室にあつて は、社会福祉法人沖 縄県社会福祉事業団 沖縄療育園の入所者 に限る。
	鏡が丘特別支援学 校(肢体不自由で ある幼児に対する 教育を行う幼稚 部、児童に対する 教育を行う小学部 並びに生徒に対する 教育を行う中学部及 び高等部に限 る。)	浦添分教室にあつて は、社会福祉法人沖 縄県社会福祉事業団 沖縄療育園の入所者 に限る。	浦添分教室にあつて は、社会福祉法人沖 縄県社会福祉事業団 沖縄療育園の入所者 に限る。

島尻学区	島尻特別支援学校 西原町、南城市（八高中学校区域を除く。）、与那原町、南風原町、座間味村、浦添市及び那霸市（那霸市立神原、那真覇、上山、松島、真和志、石田、松城及び安岡中学校区域に限る。）、豊見城市（豊見城市立長嶺中学校区域に限る。）、那覇市立寄宮、古蔵、仲井眞、首里、城北及び石嶺中学校区域に限る。）を加える。	幼稚部にあつては、浦添市及び那霸市（那霸市立神原、那真覇、上山、松島、真和志、石田、松城及び安岡中学校区域に限る。）、豊見城市（豊見城市立長嶺中学校区域に限る。）、那覇市立寄宮、古蔵、仲井眞、首里、城北及び石嶺中学校区域に限る。）を加える。
島尻学区	島尻特別支援学校 (知的障害である児童に対する教育を行なう幼稚部、児童に対する教育を行なう小学部並びに生徒を行う中学部及び高等部に限る。)	島尻特別支援学校 (肢体不自由である幼児に対する教育を行う幼稚部、児童に対する教育を行なう小学部並びに生徒に対する教育を行なう中学部及び高等部に限る。)

島尻学区	西原町、南城市（八高中学校区域を除く。）、与那原町、南風原町、八重瀬町（八重瀬中学校区域に限る。）、豊見城市（豊見城市立長嶺中学校区域に限る。）、那覇市（那覇市立寄宮、古蔵、仲井眞、首里、城北及び石嶺中学校区域に限る。）を加える。	幼稚部にあつては、浦添市及び那霸市（那霸市立神原、那真覅、上山、松島、真和志、石田、松城及び安岡中学校区域に限る。）、豊見城市（豊見城市立長嶺中学校区域に限る。）、那覇市立寄宮、古蔵、仲井眞、首里、城北及び石嶺中学校区域に限る。）を加える。
島尻学区	島尻特別支援学校 (肢体不自由である幼児に対する教育を行なう幼稚部、児童に対する教育を行なう小学部並びに生徒に対する教育を行なう中学部及び高等部に限る。)	島尻特別支援学校 (肢体不自由である幼児に対する教育を行なう幼稚部、児童に対する教育を行なう小学部並びに生徒に対する教育を行なう中学部及び高等部に限る。)
宮古学区	宮古特別支援学校 八重山学校	宮古特別支援学校 八重山学校
八重山学区	宮古特別支援学校 八重山学校	八重山特別支援学校 八重山学校

別表第2 (第2条関係)

伊平屋村、伊是名村、伊江村、本部町（本部町立水納中学校区域に限る。）、
うるま市（うるま市立津堅中学校区域に限る。）、南城市（南城市立久高中学校区域に限る。）、久米島町、南大東村、北大東村、座間味村、渡嘉敷村、

栗国村、渡名喜村、宮古島市（宮古島市立伊良部、佐良浜及び大神中学校
区域に限る。）、多良間村、竹富町、与那國町